

少子高齢社会を明るく迎えるために

第2期 磯子区地域福祉保健計画案を発表!

“無縁社会”や“所在不明高齢者の判明”といった社会状況を明るく前向きに乗り越えていくため、第2期磯子区地域福祉保健計画「愛称：スイッチON磯子Ⅱ」（平成23～27年度）の『計画案』を作成いたしました。

多くの区民の方々にお読みいただけるよう、できるかぎり要点を明確にして、分かりやすく作成することに気を付けて、策定委員会を中心に検討してまいりました。

4月の素案発表時に続いて、この11月の計画案発表時にも区民の方々のご意見等を募集し、区民の皆様と共に計画を完成させてまいります。



1 計画案の内容

(1) 共通テーマ

- ・共通テーマ① 地域の支えあいの推進
- ・共通テーマ② 災害に備えた要援護者の地域でのサポート体制づくりの推進

子どもから大人まで誰もが身近な地域につながりをつくるのが少子高齢社会を明るく前向きに迎え入れる道です。磯子区では2つの共通テーマを決めて、ひとつひとつの自治会町内会での活動を大切にしながら、第2期磯子区地域福祉保健計画に取り組みます。

(2) 地区別計画

地域の実情を踏まえながら共通テーマ等を具体化していく、それぞれの地区の計画です。

スイッチON磯子Ⅱの
案内役の「梅さん」

2 素案の配布場所、意見募集期間

(1) 配布・閲覧場所

- ア 磯子区役所（1階ホール、福祉保健課（5階④番窓口））
- イ 磯子区社会福祉協議会
- ウ 磯子区内地域ケアプラザ・地区センター
- エ 市庁舎1階市民情報センター 等
- ※ 磯子区役所ホームページにも掲載しています。

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/>)

(2) 意見・提案・感想の募集期間

平成22年11月18日（木）から12月27日（月）まで

(3) 募集方法

冊子添付のご意見カードによるFAXまたはEメール

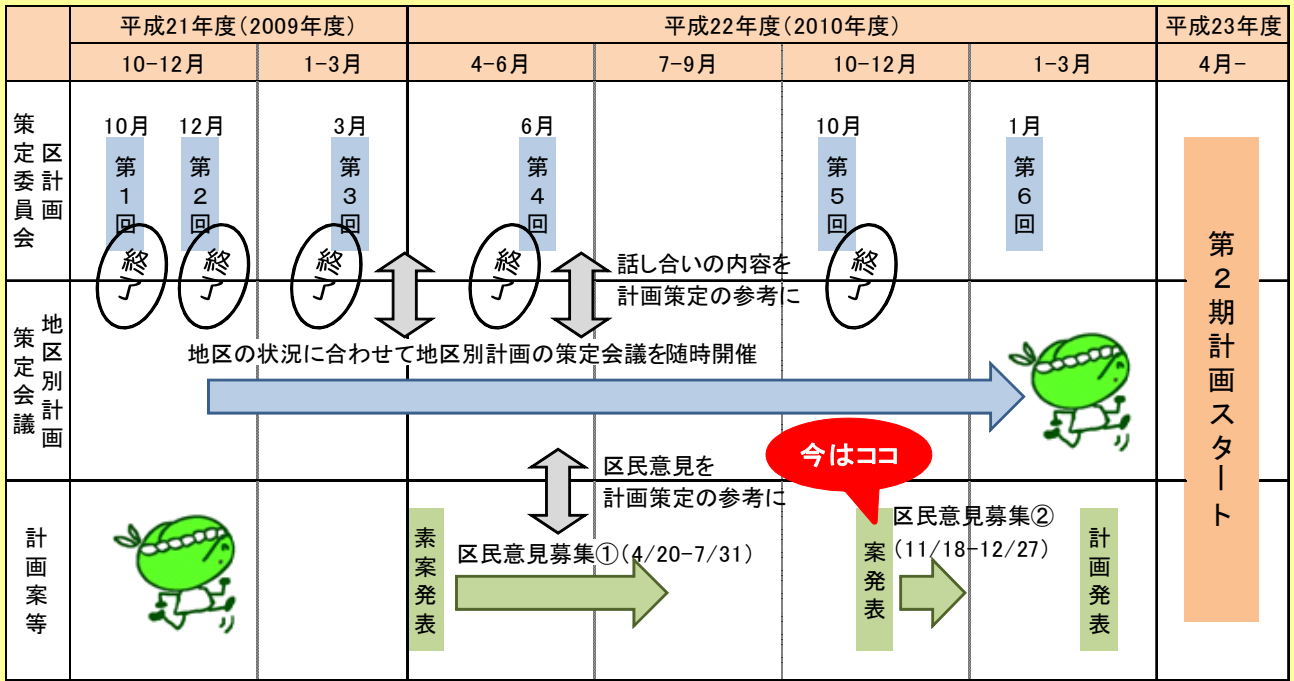


お問い合わせ先

磯子区役所福祉保健課長	戸塚 徳雄	Tel 045-750-2410
磯子区社会福祉協議会事務局長	内藤 博昭	Tel 045-751-0739

(裏面あり)

3 第2期計画の策定スケジュール



4 第2期磯子区地域福祉保健計画策定委員会(合計22人)

- (1) 各種団体代表10人
医師会、障害者関連団体、青少年指導員、体育指導委員、保健活動推進員、民生委員・児童委員、連合町内会等
- (2) 地区代表9人(磯子区内9地区から各1人)
- (3) その他行政等3人

『計画案』の一部です。ぜひ冊子をお手に取ってください！

■第2期計画で目指すまちとは、どのようなまちでしょうか？

無縁社会や所在不明高齢者の判明といった社会状況を明るく前向きに乗り越えて、第2期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子II」を進めるにあたっては、『**身近な地域でのつながり**』や『**さりげない気配りや見守り**』といった考え方が大切になると考えています。
身近な地域で、さりげない気配りや見守りが行われている地域の様子は次の図のようなイメージではないでしょうか？



地域の皆さんが、ご近所にほんの少し気を配ることで、何か変化に気が付いたら、少し詳しい人に、ためらわずに連絡するという関係を築くように努めてみませんか。例えば、会社に行く時、買い物に行く時、学校や塾へ行く時、犬の散歩に行く時、商品の配達に行く時、...ほんの少し回りを見渡してみませんか。

■第2期計画を進めるための

地域福祉保健計画を分かりやすく進めていただくための2つの共通テーマを所・磯子区社会福祉協議会(略称:区社協)

①地域の支えあいの推進(所管:民生委員・児童委員や自治会町内会)

見守り・訪問等



高齢者や何らかの支援を必要とする方々を委員を中心に、保健活動推進員や友愛活動員、自治会町内会の役員も含め、それぞれの役割を担って活動を行うことが望ましいかたちと考えられています。

さらに、地域で何か活動している方が、"「**身近所のよしみ**」"から近所の皆さんに、自治会町内会の役員や民生委員、児童委員など、様々な形で支えあってもらえるような地域の助け合いも求められています。

②災害に備えた要援護者の地域づくり(所管:総務課、高齢・障がい課)

災害をはじめとした何らかの非常時に被害や障害のある方々を地域ぐるみで支え、地域が主体的に取り組むことが求められています。既に磯子区内の多くの地域で、様々な方法で地域づくりが進められており、それぞれの地域の実情にあった取り組みが行われています。

【コラム:災害と自治組織について】
阪神淡路大震災の時には自治会町内会の組織が大きき方々に関与した時があったのか、関東大震災の翌年に発生した大正13年10月1日 東京市社会局社会教育課長 池田『東京市社会局調査報告 111』"序に代えて"より

昨年の大震災に非常な痛手を受けた創傷が未だ癒えない(中略)

今私は前述のような苦しい立場にある日本の時局を患である、若し夫れ町会は何等官公の慈善(しょうよう)に基き生れたものでなく、純粋なる隣保親善交互扶助の義(略)此自治単位力が強くなってこそ始めて、市民自衛隊の発達を望むのである。

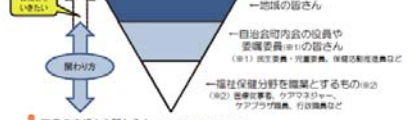
■地域の皆さんこそが、地域の福祉保健活動の主役です！

・今後、高齢者がますます増加する状況の中では、**お地域ごとに地域福祉を推進していただく**ことが重要です。福祉活動の専門職は地域以上のネットワークを構築した上で進めたいので、十分に対応することが重要です。
・地域福祉を推進するためには、個別課題に対して解決を導く強い専門性を持つ強い手だけでなく、地域や住民一人ひとりに目を向けることのできる弱い専門性を持つ強い手が必要とされます。

ここで言う「弱い専門性」を持つ強い手とは、仕事としてではなく、地域社会の中で住民の立場から、地域の福祉保健活動に取り組んでいる人を指しています。具体的には、自治会町内会の役員や民生委員・児童委員等の委員の皆さんです。

「強い専門性」を持つ強い手とは、福祉保健分野に仕事として関わる人のことです。この福祉保健分野を担う専門職は、地域のみなさんによる地域福祉活動を支えます。しかし、今後は福祉保健のニーズが増し、多岐化してくることで、従来のにもっと多くの強い専門性が必要とされます。そこで、地域の皆さんが、それぞれの強みを生かす中で、無理をしない範囲で、地域社会に関わっていくことが求められます。

住長の立場から関わる人(専門職が少ない人数が多い)



中学校区より小さい地域での福祉保健活動を考えると、ひとつひとつの自治会町内会での取組が大切になります。皆さんの自治会町内会でも6-7ページを参考にスイッチON磯子IIの取組を進めてみてください。

【参考文献】
大正13年度の調査と「協賛」(一)「専門職」の組織について
『東京市社会局調査報告 111』"序に代えて"より

■各市区の取組(地区別計画)

視察地区	概要	特徴
大田区	高齢者支援センター	地域福祉推進員
目黒区	高齢者見守りネットワーク	民生委員・児童委員
世田谷区	地域ケアプラザ	自治会町内会
中野区	高齢者見守りネットワーク	民生委員・児童委員
杉並区	高齢者見守りネットワーク	民生委員・児童委員
豊島区	高齢者見守りネットワーク	民生委員・児童委員
荒川区	高齢者見守りネットワーク	民生委員・児童委員
足立区	高齢者見守りネットワーク	民生委員・児童委員
葛飾区	高齢者見守りネットワーク	民生委員・児童委員
江戸川区	高齢者見守りネットワーク	民生委員・児童委員

【注】各市区の取組は、それぞれの地域の実情に応じた取り組みが行われています。